

(議長)

日程第5号、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

能登半島地震における珠洲市への災害派遣に係る経費につきまして、令和6年2月20日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。それでは、承認第1号について、補足説明させていただきます。

議案書5ページの補正予算構成表をご覧ください。能登半島地震災害派遣、珠洲市です。

被災地における人的支援として、本年1月11日から町職員を派遣している本事業につきまして、2月29日までの費用を本年第1回臨時会において補正予算で措置しておりましたが、現地復旧状況からは、さらに1か月間支援を延長すべきとの判断に立ち、職員時間外手当や旅費等の所要の経費を補填することと致しました。

3月の支援につきましては、年度替わりの時期であり、檜山管内的にも負担が大きい状況等がありますことから、これまでの4人体制から2人体制に縮小したうえ、各町からはペアで選出していただきながら、輪番制にて対応してございます。

切れ目なく派遣を継続していく必要がありましたことから、2月20日付けにて専決処分したものでございます。

補正額は132万円、全額一般財源です。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第15号)について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第15号）についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴います減額補正及び財源更正のほか、総務管理事務など、合計55事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6,996万円6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72億7,821万8千円とするものでございます。

またあわせて、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第1号の補正予算第15号について、補足説明致します。

議案書16ページから18ページの補正予算構成表をご覧ください。

本補正予算につきましては、減額補正、財源更正、一般事業補正の3つに区分をし整理してございます。

はじめに、減額補正です。事業の完了等により、執行残が見込まれる28事業を減額するものです。なおそのうち、16ページの下、下から4段目のかもめ島中央遊歩道保全対策調査（法面崩落防止）については、道の地域づくり総合交付金の交付決定を受けたことにより、また、17ページ上から3段目、4段目の学校給食無償化（小学校・中学校）については、ふるさと応援基金繰入金を充当したことにより、財源更正もあわせて行ったほか、戻りますけれども16ページ下から3段目の直轄港湾整備については、令和4年度事業の精算追徴金が確定したことに伴い、地方債を60万円減額しております。これにつきましては、26ページの第4表・地方債補正にも記載がありますので、あわせて御確認ください。

以上、減額補正の合計は4,352万3千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

次に財源更正です。企業版ふるさと納税や一般寄附金の充当、あるいは国費・道費の交付決定等に伴う9事業の財源更正を行いました。内訳につきましては、災害備蓄品整備と運動公園テニスコート多目的改修については、道の地域づくり総合交付金、

両事業をあわせまして740万円の交付決定を受けたこと、町立小学校・中学校エアコン設置工事については、2月の臨時会でご説明しましたとおり、1月30日付けで文科省所管補助金、小学校・中学校を合計して6,684万1千円の内定を受けましたことから、今回財源更正することにあわせて、地方債を6,680万円減額しました。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）情報自動起動配信システム整備事業につきましては、ハード事業が伴わないため適債事業と認められず、地方債90万円が皆減となったものでございます。学校エアコン・Jアラートの両事業につきましても、地方債補正に記載をしてございますので、御確認をお願いします。

財源更正の方の説明は以上となります。

次に、一般事業補正をご説明致します。

まずは、総務管理事務です。事業費の確定により一般事務用消耗品費を300万円減ずる一方、自治法派遣として、まちづくり推進課に配属された道職員の人件費に係る道への負担金449万8千円を増額するものです。補正額は149万8千円。全額一般財源です。

次に、減債基金積立です。国の令和5年度補正予算の成立に伴い、本年度普通交付税の基準財政需要額の再算定が行われた結果、臨時財政対策債償還基金費が措置され、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立に要する経費の交付を受けたものです。補正額は1,396万7千円です。

次に、ふるさと応援寄附金対策です。本年1月31日時点の速報値で1億9,471万1,500円の収入となり、年度末までに2億円を超える見込みのため、その他特定財源の当該寄附金とあわせて、ふるさと応援基金への積立金を増額するものです。なお、あの、昨夜では今年度2億円を達成したという、あの、嬉しい速報を頂きましたので、あわせてご報告申し上げます。補正額は2,000万円です。

次に、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立です。本件につきましては、昨年6月に受領しました札幌市企業からの企業版ふるさと納税の充当事業を移し替えるもので、先ほどの財源更正の一覧にありました、北の江の島構想推進と対になるものです。本財源は当初、北の江の島拠点施設に係る民間活力導入調査業務委託へ充当したところですが、当該委託業務が明許繰越となりましたことから、予算経理の関係上、基金積立に移し替えることとしたものです。補正額は300万円です。

次に、珠洲市災害支援寄附代理受入事業です。令和6年能登半島地震で甚大な被害を受け、現在も日々の復旧作業に追われている珠洲市の事務負担軽減のため、同市へ寄せられたふるさと納税の受付事務を当町が担うものです。町と取引するポータルサイトへの事務経費を計上しております。補正額は30万円。全額一般財源です。

次に、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費・国庫負担金返還から令和4年度子ども・子育て支援交付金国費返還までの5事業を一括して説明させていただきます。いずれの事業も、実績報告に基づき、既に交付決定を受けた金額を実績が下回ったことによる国庫負担金・補助金の返還金です。補正額は、5事業を合計し2

70万7千円。全額一般財源です。

次に、能登半島地震珠洲市義援金です。今回の地震により、多大な被害を被った友好都市・珠洲市の1日も早い復旧、復興を支援するための江差町としての義援金です。補正額は300万円です。

次に、個人住民税定額減税に係る総合行政システム改修委託業務です。政府税制改正大綱に基づく令和6年度個人住民税の定額減税の実施に伴い、賦課決定システムを改修するものです。補正額は106万円。財源の国費は、物価高騰対応重点支援地方交付金です。

次に、旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修及び振り仮名通知の仮登録に係る戸籍附票システム改修を関連がございますので一括して説明致します。住民基本台帳法等の改正に伴い、戸籍附票システムに旧氏及び振り仮名の記載に関する機能を搭載するためのシステム改修です。補正額は、2事業を合計し267万3千円。財源の国費は、社会保障・税番号制度システム整備補助金です。

なお、個人住民税定額減税に係る総合行政システム改修及び、ただいま説明しました戸籍附票システム改修につきましては、年度内に事業完了ができないことから、22ページの第2表・繰越明許費補正に追加をさせていただきますので、あわせて御確認ください。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業助成です。本事業は、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に要する経費に対して町が助成する事業で、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とします。助成の対象は、特別養護老人ホームえさし荘を運営する社会福祉法人恵愛会となります。補正額は676万8千円。本事業は、道の介護サービス利用者負担軽減事業費補助金に基づき実施するものであり、事業費の4分の3、507万6千円が別途交付されます。

次に、障害者医療給付です。疾病、事故等による身体的損傷に対して医療等がなされ、日常生活能力、社会生活能力及び職業能力を回復・向上させるためのリハビリテーション医療を給付するもので、透析患者の増加等に伴う更生医療の支出を補います。補正額は510万円。財源内訳は、障害者自立支援法に基づく医療費負担金であり、国が50%、道と町が各25%を負担します。

次に、直轄港湾整備事業、令和5年度補正予算分です。令和3年度着工、令和8年度完成を目指す、北埠頭マイナス5.0メートル岸壁、通称フェリー岸壁の改良工事に関するものですが、着工から4年目となる令和6年度については、国の計画変更により、国の令和5年度予算における繰越事業となりましたことから、今回町におきましても、予算の増額とあわせて繰越明許費及び地方債の追加を補正するものです。繰越明許費補正、地方債補正それぞれに記載がございますので、あわせて御確認ください。補正額は4千万円。地方債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。

次に、公共下水道特別会計繰出金です。ご案内のとおり、令和6年度からは公共下

水道事業特別会計は、公営企業会計に移行致します。この手続きに伴い、本年3月末をもって特別会計を締め、精算しなくてはならないことから、今後支払期限が到来する施設の維持管理費や、管渠工事費等々の不足分を繰り出すものです。補正額は1,341万6千円。全額一般財源です。

これで、一般補正18事業の全てを説明致しましたが、合計額は1億1,348万9千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

以上、第15号補正予算全体の合計額は6,996万6千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

最後になりますが、繰越明許費と債務負担行為につきまして、若干、補足をさせていただきます。

まずは、繰越明許費です。22ページをご覧ください。これまでの説明になかった事業についてです。4段目の在宅型総合福祉施設高圧受電設備更新につきましては、能登半島地震の影響を受けケーブル類の調達が遅れているため、5段目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（令和5年度秋接種）については、本年3月接種に係る国保連への支払いが出納閉鎖後の6月以降となるため、また、6段目の町道五厘沢山崎線道路改良工事については、財源である社会資本整備総合交付金が、国の令和5年度補正予算における翌債事業となったため、以上の理由によって、今年度内に事業完了することができないことから、予算の繰越しをお願いするものです。

次に、債務負担行為です。23ページから25ページに記載がございます。記載の57の契約については、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札や契約等の手続きを行う必要がありますことから、今回、債務負担行為の追加をお願いするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第15号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う国庫負担金返還にかかる増額をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、15万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億315万4千円とするものでございます。

また、合わせまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。

議案第2号につきまして、補足説明いたします。議案書49ページの補正予算構成表をお開き下さい。事業名は、償還金及び還付加算金でございます。令和4年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金でございますが、既に交付決定された額を実績額が下回ったことにより、返還金が生じたものでございます。補正額は15万2千円で、財源は一般財源でございます。

議案書52ページをお開き下さい。債務負担行為補正について、ご説明いたします。第2表に記載してある2事業は、令和6年4月1日からの継続性事業でございます、支出予定額は記載のとおりでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第3号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第3号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う6つの事業費の減額補正及び財源更正のほか、介護保険給付準備基金への積立にかかる補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,424万7千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億2,430万円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定とあわせまして歳入歳出それぞれ、12億2,955万2千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」 (補足説明)

おはようございます。

私より議案第3号、令和5年度江差町介護保険特別会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。議案書63ページの予算構成表をお開き下さい。まず、総務費、令和5年度介護報酬改定等に伴うシステム改修につきましては、12月定例会において、国の補助金額が不明であったため、全額一般会計繰越金としておりましたが、その後内示額80万円が示されたため、同額分の財源を更正し、合わせて一般会計の介護保険特別会計繰出金を減額しております。

次に保険給付費についてでございます。地域密着型介護サービス給付費580万8

千円、介護予防サービス給付費 1 7 7 万 1 千円、地域密着型介護予防サービス給付費 1 5 0 万円、高額介護サービス費 1 0 0 万円、特定入所者介護サービス費 5 0 0 万円、介護予防マネジメント事業費 2 7 5 万円、それぞれサービス量が見込みを下回ったことから、不用額を減額をするものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金、道支出金など記載のとおりとなっております。

次に、基金積立金でございます。介護保険給付費の減額補正に伴い、第 1 号被保険者 6 5 歳以上の高齢者に納めて頂いている介護保険料に余剰金が生じたことから、基金積立するものでございます。財源は全て一般財源となります。

尚、今回積み立てた基金は、今後、介護保険給付費など計画以上の増額となった場合の補填財源となるものでございます。これにより、介護保険特別会計の補正額は、合計で 1, 4 2 4 万 7 千円の減で、その内訳は国庫支出金 3 6 8 万 3 千円、道支出金 1 5 7 万 2 千円、その他特定財源 8 1 9 万 9 千円、それぞれ減額となり、一般財源の減額分につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費を除き、基金積立金の財源となりますので、7 9 万 3 千円の減額となります。

以上、補正予算の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第 3 号、令和 5 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第4号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う2つの事業費の減額補正及び公債費に係る補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,178万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億7,214万9千円とするものでございます。

またあわせまして、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。おはようございます。

それでは私の方から補足説明申し上げます。議案の75ページ、予算構成表をお開き下さい。

まずは、下水道の管理センター費でございます。こちらにつきましては、ストックマネジメント計画に基づきます下水道管理センターの修繕でございまして、社会資本整備総合交付金の内示額の減額に伴いまして、事業費が減額となったものと、一部管理センターの光熱水費の減額でございます。補正額は2,420万円で、財源内訳に

つきましては記載のとおりでございます。

次に、公共下水道施設費でございます。こちらにつきましては、令和5年度南が丘地区での管渠新設工事の執行残でございます。工事費の精査や入札執行残に伴いまして減額となったものでございます。補正額は100万円、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に公債費でございます。こちらにつきましては、利率の変更などに伴いまして、増額となったものでございます。補正額は92万5千円、財源内訳は全額その他特定財源でございます。

次に予備費でございます。先程、一般会計予算でも説明ありましたとおり、下水道の公営企業会計へ移行に伴いまして、現在の特別会計を3月で打ち切り決算するための補正でございます。補正額は1,249万1千円、財源内訳につきましては全額その他特定財源でございます。

以上、補正額合計が1,178万4千円の減額でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、78ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為補正でございます。新年度、直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積り合わせ、契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務につきましては記載のとおりでございます。期間につきましては、江差・上ノ国下水道管理センターほか維持管理業務が令和5年から令和8年度でございます。それ以外につきましては、いずれも令和5年度から令和6年度でございます。また、限度額につきましても、それぞれ記載の額でございますので、よろしくお願い致します。

次に79ページ、第3表、地方債補正でございます。先程、補正の説明でありましたとおり、事業費の減額に伴い地方債の額が変更となるものにつきまして、地方債補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目につきましては、変更がございませんので、説明を割愛させていただきます。

以上、補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第3号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(事務局長)

議案第4号です。

(議長)

あっ、議案第3号、3号になってる。

「室井議員」

下水道じゃないのか。

(事務局長)

(違うページを指し) こっちですよ。

(議長)

あーすいません。失礼しました。

議案第4号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数です。

よって、議案第4号については、

「室井議員」

全員。

(議長)

後ろ、挙げてないんです。

「室井議員」

ちゃんと挙げてないんだ。全員。

(議長)

挙手、多、いやー

(議長)

挙手、全員でございます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、令和5年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第5号、令和5年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度中に契約行為が必要な令和6年度以後の事業に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。

議案の90ページをお開き下さい。第1表、債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものでございまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積り合わせ、及び契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。内容でございますが、水道施設の水処理等維持管理部分委託業務につきましては、期間が令和5年度から令和8年度、自家用電気工作物保安管理委託業務につきましては、期間が令和5年度から6年度となるものでございまして、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

補足説明は以上となります。よろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）

議案第5号、令和5年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。